（併給禁止）

第三十二条　（略）

２　次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当	爆発物取扱等作業手当 狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第三号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。） 犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）
（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三〇の規定は、令和八年四月一日から適用する。

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年四月八日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分と対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査専門官） **第二条の三**　事務総局経済取引局調整課に調査専門官十人以内を置く。 ２　［略］ （企業結合調査官） **第二条の四**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十一人以内を置く。 ２　［略］ ［条を削る。］	（調査専門官） **第二条の三**　事務総局経済取引局調整課に調査専門官九人以内を置く。 ２　［同上］ （企業結合調査官） **第二条の四**　事務総局経済取引局企業結合課に企業結合調査官三十四人以内を置く。 ２　［同上］ （フリーランス取引調査官） **第二条の五**　事務総局経済取引局取引部取引企画課フリーランス取引適正化室にフリーランス取引調査官十一人以内を置く。 ２　フリーランス取引調査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則第六条第六項に掲げる事務を処理する。

（併給禁止）

第三十二条　（略）

２　次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当を支給される日については、当該手当に対応する同表の下欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の下欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の下欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の上欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

高所作業手当	爆発物取扱等作業手当 狭あい箇所内等検査作業手当（第十七条第一項第二号の作業に係るものに限る。以下この表において同じ。） 犯則取締等手当（第二十八条の五第一項第七号の業務のうち人事院が定める業務に係るものに限る。次項において同じ。）
（略）	（略）